

- 平成27年1月23日「統一的な標準による地方公会計マニュアル」を公表、原則として平成29年度までにすべての地方公共団体に対して財務書類を作成するよう要請するとともに、Q & Aを公表。
- さらに、平成27年12月28日「統一的な基準による地方公会計マニュアルに掲載のQ & A集の更新について」によりマニュアルのQ & A集を更新。

## (更新により追加した主なQ & A)

質問	回答
年次のほか、月次や四半期ごとの仕訳処理を行っても差し支えないか。	年次のほか月次や四半期などの一定の期間で仕訳処理を行い、財務書類等を作成することも可能。(H28.4.13 参・決算委 杉久武議員から関連質問)
無形固定資産のソフトウェアを資産として計上する基準はどのように考えるのか。	物品に準じて取り扱うこととして差し支えない。
減価償却を行う単位として、「日割り」は認められないのか。	取得の当日からの減価償却(いわゆる日割り)も許容される。
貸借対照表上の負債(地方債)について、臨時財政対策債を控除して計上することができるか。	貸借対照表上の負債(地方債)から臨時財政対策債を控除することはできない。 ただし、貸借対照表の読み手の適切な理解を促すため、臨時財政対策債の趣旨や現在高を注記で表示することは非常に重要。
資金収支計算書において分担金及び負担金はどのように計上するのか。	業務活動収支における業務支出の財源として充当した場合は、業務収入の税込等収入に計上し、投資活動支出の財源として充当した場合は、投資活動収入のその他の収入に計上する。
いずれかの地方公共団体の全部連結の対象となっている第三セクター等について、他の地方公共団体の比例連結の対象とならないのか。	いずれかの地方公共団体の全部連結の対象となっている場合は、他の地方公共団体の比例連結の対象とはならない。